

住民

人権擁護委員に稲葉正和氏が再任

■問い合わせ 住民課 住民年金係 ☎ 476-1111 (122)

現在、人権擁護委員として地域に貢献していただいております稲葉正和氏の任期が、本年9月30日で任期満了となりましたが、引き続き、人権擁護委員として再任されました。

稲葉氏はこれまでも人権啓発はもちろん、相談者のために誠心誠意ご尽力くださいました。

●人権擁護委員とは

人権擁護委員は、人権思想の普及・高揚に努め、皆様の基本的人権が守られるように人権相談や学校、街頭での啓発活動をボランティアで行います。

●人権相談（特設人権相談）

町内でも年4回程度、特設人権相談を行っています。家庭の問題、相続や登記の問題、差別やいじめ等の相談をお受けしています。

お困りの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は堅く守られます。

■特設人権相談日 11月25日（木）中央公民館 10:00～15:00

鹿児島地方法務局鹿屋支局では休日を除く月曜から金曜まで常設人権相談所を開設しています。

常設人権相談 連絡先 ☎ 0994-43-6790



稲葉 正和さん
(小能)

住民

住民年金係からのお知らせ

■問い合わせ 住民課 住民年金係 ☎ 476-1111 (122)

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号へお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル（平成23年3月15日まで）
TEL 0570-070-117

年金受給者のみなさまへ

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成23年分『扶養親族等申告書』が送付される方		
年齢	年齢 65歳未満	年金額が108万円以上
	年齢 65歳以上	年金額が158万円以上